

こうしんプレミアム定期積金規定

令和7年1月6日現在

こうしんプレミアム定期積金の取扱いは、この規定によるほかは別にご案内している定期積金（スーパー積金）規定の定めにより取り扱います。

[掛金の払込み]

掛金の払込みは、契約名義人の普通預金または当座預金からの自動振替による払込みのみとします。

[払込期間]

払込期間 10年間

[払込金額・払込単位]

払込金額 10,000円以上 払込単位 10,000単位

[給付補填金等の計算]

- (1) この積金の給付補填金は、証書表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② この積金を満期日前に解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、後記③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 満期日前に解約する場合は、初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間に適用する利率は、次のとおりとします。
(小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)

A. 1年未満の場合	普通預金利率
B. 1年以上 4年未満の場合	約定利率×20%
C. 4年以上 5年未満の場合	約定利率×30%
D. 5年以上 6年未満の場合	約定利率×40%
E. 6年以上 7年未満の場合	約定利率×50%
F. 7年以上 8年未満の場合	約定利率×60%
G. 8年以上 9年未満のもの	約定利率×70%
H. 9年以上10年未満のもの	約定利率×80%
 - ④ この積金の付利単位は1円とします。

以 上